

令和8年度鹿児島市ゆうあい福祉バス管理業務委託仕様書

1 業務概要

障害者の各種講習会・研修会・スポーツ・レクリエーション等への参加を容易にし、障害者の社会参加の促進を図るため、鹿児島市が実施するゆうあい福祉バス運行事業において、当該車両に係る自家用自動車管理全般（運転、点検、整備、修繕、任意保険加入、給油等を含む）の業務を行う。

2 事務処理について

- (1) 利用日の7日前までに申請のあった団体については、運行を行うこと。
- (2) 利用団体からの申請内容については、予め運行経路・時間を確認し、運行上問題がある場合は障害福祉課へ連絡すること。
- (3) 利用団体からの事前相談等に応じ、必要があれば自己責任において下見等を行うこと。
- (4) 翌月の10日までに、1日毎の利用団体、利用人員等を記載した1か月分の運行実績報告書（別紙1、別紙2、以下「報告書」という。）と委託料の請求書を提出すること。
- (5) ゆうあい福祉バスの整備、車検1回及び3か月点検3回の定期点検（以下「定期点検」という。）等については確実に実施し、安全運行の徹底を図ること。
ただし、定期点検については、市が指定する事業者を実施させるものとする。
また、定期点検により運行できない日については、障害福祉課へ2か月前（予約申込期限前）までに連絡すること。
- (6) (5)の定期点検以外に点検及び修繕を必要とする場合の取扱いは、以下のとおりとする。
 - ① 点検及び修繕の見積金額が5万円以上の場合
事前に障害福祉課に連絡し、市の指示を受けた後、市が指定する事業者を実施させるものとする。
 - ② 点検及び修繕の見積金額が5万円未満の場合
実施後、遅滞なく障害福祉課に連絡するものとする。ただし、事業者は、受託業者において選定するものとする。
- (7) ゆうあい福祉バスの車両については、受託期間を保険期間とした対人・対物無制限及び搭乗者傷害1,000万円以上の任意保険に加入すること。
- (8) 自動車検査証に記載されている使用の本拠の位置の変更については、委託者と受託者で協力し所定の事務手続きを速やかに行うこと。なお、その際のバスの搬送は受託

者が行うものとする。

(9) 運行するために必要な関係機関への届出は、受託後速やかに行うこと。

(10) 運行管理場所の確保（契約書第10条関係）においては、障害福祉課が指定する表示板を掲示し、その場所を明確に示すこと。

3 提出書類について

(1) 定期点検を実施したことがわかるもの（車検証及び定期点検用点検整備記録簿の写し）を、実施後、速やかに提出すること。

(2) 任意保険加入後、速やかに任意保険証書の写しを提出すること。

4 運行について

(1) 運行に当たっては、鹿児島市ゆうあい福祉バスを使用すること。

(2) 運行範囲は、離島を除く鹿児島県内一円とする。

(3) 運行時間は、原則として午前9時から午後5時まで（8時間）とする。道路事情やその他の事由により、この運行時間を超えても委託料は1日単位とする。

ただし、申請のあった団体において、事前に希望がある場合は、午前9時から午後6時まで（9時間）とする。この場合、その都度、当該希望への対応の可否について委託者受託者双方で協議するものとし、委託料は超過1時間分を別途支払うものとする。

また、鹿児島市が必要であると認める場合においては、運行時間の変更をすることができるものとする。

(4) 運行前及び運行後は車両の清掃を行い、常に清潔な状態を心がけること。

(5) 運行に際しては、車両の消毒、換気を行い、感染症対策に努めること。

(6) 申請された利用時間・運行経路を遵守すること。

(7) 運行日前日までに、利用団体の代表者等に連絡を取り行程等の最終確認を行うこと。

(8) 運行に際しては、利用者に対し親切丁寧な応対を行うこと。

(9) バス内における車イスの固定及びその解除は受託者が行うこと。

(10) 身体障害者補助犬法に基づく身体障害者補助犬が添乗する場合、適切に対応すること。

(11) 業務を通じて知り得た事実を他者に漏らさないこと。

(12) 事故が発生した場合は、速やかに適切な処置をとるとともに、鹿児島市への報告を遅滞なく行うこと。

(13) 事故等に係る一切の責務は受託者が負い、受託者の責任において処理すること。

(14) 事故により運行に支障が生じた場合は、原則として受託者において代替車両を準

備し、それに要する経費は受託者が負担する。

ただし、特別な事情等による場合は、その都度、委託者受託者双方で協議するものとする。

(15) 車両の不具合により運行に支障が生じた場合は、原則として受託者において代替車両を準備し、それに要する経費は受託者が負担する。

ただし、特別な事情等による場合は、その都度、委託者受託者双方で協議するものとする。

(16) 道路運送法、道路交通法、労働基準法、旅行業法及び旅客自動車運送運輸規則等の関係法令を遵守すること。

5 委託料の支払いについて

(1) 委託料は1日単位の単価契約とし、毎月末締めで運行実績報告書により報告し、実績を確認した後、1日あたりの運行単価に実績日数を乗じた金額を、報告のあった月末までに支払うものとする。

(2) 超過1時間分の運行がある場合は、上記(1)の1日あたりの運行単価を8時間で除した金額を別途、報告のあった月末までに支払うものとする。

(3) 車両管理（3か月点検を含む）に係る経費として1月につき7,761円（うち消費税及び地方消費税の額705円）を支払うものとし、回送に伴い桜島フェリーを利用した場合の渡船料及び自動車重量税、検査登録印紙代、車検代行手数料、自動車損害賠償責任保険の保険料、任意保険料については、支払の事由が生じた都度、受託者が支払いを行い、受託者は支払い事由が発生した月の報告書と合わせて、支払いが確認できる書類を障害福祉課に提出し、支払いの確認をした後、委託料に含め支払うものとする。

(4) 車検点検に要する経費については、その詳細が確認できる請求書及び領収書の写しを、その他修繕料については、その詳細が確認できる見積書及び請求書、領収書の写しを速やかに障害福祉課へ提出するものとする。支払いについては、上記(3)と同様の支払いにより支払うものとする。

6 入札に付するゆうあい福祉バスの台数等

車名	利用定員	登録年月	累積走行距離 (令和7年12月末)	運行実績 (令和7年度) (令和7年12月末)	運行実績 (令和6年度)
ゆうあい号	24人	平成23年2月	231,432 km	154日	184日

令和8年度の運行日数を保障するものではありません。

7 運休について

- (1) 年末年始（12月29日～1月3日）
- (2) 車検による運休（2月3日～5日：予定）
- (3) その他
 - ・自動車検査証に記載されている使用の本拠の位置の変更手続き等に要する期間（4月1日～5日）
 - ・3か月点検日（車検を除く3か月ごとの利用のない日）

別紙 1

令和 年 月 日

鹿児島市長 殿

会社名

代表者名

印

ゆうあい福祉バス運行実績報告書

令和 年 月分の運行実績について、別紙月報を添えて報告します。

記

年月	利用団体数	利用人員		運行距離	備考
		行	帰		
令和 年 月分	団体	人	人	km	
		計 人			

令和 年 月分 ゆうあい福祉バス運転月報

日	曜	団体名	輸送人員(人)		目的地	所要時間	運転者名	走行距離(km)			車いす 台数(台)	給油 (リットル)	特記事項 (異常があった場合など)
			往路	復路				実走行	回送	合計			
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													
26													
27													
28													
29													
30													
31													
計			0	0		計	0:00	計	0	0	0	計	0